

『特別養護老人ホーム かなんの杜』への入居をお考えの皆様へ

1. 入居のお申込

・特別養護老人ホームは、原則要介護(3～5)認定を受けており常時介護を必要とする状態であるにもかかわらず、居宅等において常時介護サービスを利用することが困難な方が対象者です。

・申込を希望される方は、下記の書類をご用意下さい。書類のご記入方法等が困難な方は、入居相談の折に担当者とともに整備していただくことも可能です。

<作成いただくもの>

○「特別養護老人ホーム かなんの杜 入居申込書」・・様式1

○「特別養護老人ホーム かなんの杜 入居申込書別紙(調査票)

・・様式2

担当ケアマネジャーに依頼してください。病院・施設等に入所・入院中の方につきましては相談員・ソーシャルワーカーの方に依頼してください。

<ご準備いただくもの>

○介護保険被保険者証(写し)

要介護度等が記載された認定書です。

○介護保険負担割合証(写し)

利用者負担の割合が記載された認定書です。

○介護保険負担限度額認定証(写し)

お部屋代と食費の負担を軽減できる認定書です(※ 該当者のみ)。

申込時点では必要ではありませんが、該当者は市町村役場にて申請することで認定証の取得ができます。

※ 市町村民税非課税で、預貯金額等が指定額以下の方等

・以上に記しました書類等の準備や記載方法等のご相談は、随時お受けしておりますので、ご来訪の前にお電話でご予約いただきますようお願いいたします。

2. 入居順位の決定について

・入居順位は、申込順によって決まるものではありません。特別養護老人ホームかなんの杜では、入居検討委員会(施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護・介護職、地域の有識者である第三者委員等で構成)で協議し順の決定を行います。

・入居申込時と入居決定時では、疾病程度、要介護程度等の変化が予想されますので、診療情報提供書(健康診断書)の提出後に最終的な入居の可否(保留含む)を決定さ

させていただきます。

3. 入居の指針(基準)

・特別養護老人ホームの入居の指針(基準)については、

(1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日付 厚生省令 39号)

<http://dontaku.fc2web.com/kaishaku/fukushi.htm>

(2) 指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について
(平成14年8月7日付 厚生労働省 計画課長通知)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/020904/4-4.html>

(1)及び(2)に則り

①介護の必要程度及び心身の特性

②介護者(家族)の状況

③在宅介護(居宅サービスの利用に関する)状況

④ご本人がどこで生活されているか(医療機関、高齢者居住施設等か)

及び当該医療機関等から退院、退去の協議が行われている否か等を入居検討委員会において協議の上、入居順位の決定を行います。